

Legal professional corporation 52
2018.04 vol.

GRACE News Letter

CONTENTS

- 企業法務コラム 無期転換制度と雇止め 弁護士 大武 英司
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/GW期間中の営業日のご案内
- 法律Q&A 「事故で自分にも過失がある場合、健康保険を使った方がよい?」 弁護士 永 渕 友 也

TOPICS ✨ 企業法務コラム

無期転換制度と雇止め

弁護士
大武 英司



昨今、無期転換制度と雇止めの話題が世間の耳目を集めております。これは、労働契約法が改正されたことにより、いよいよ今月から、無期雇用契約への転換を使用者に求めることが可能となる有期契約労働者が現れるためです。報道によれば、その労働者の数は約450万人に達すると推計されているとのこと

この無期転換制度は、一定の条件を満たす有期契約労働者から、無期雇用契約締結の申込みがあった場合には、使用者がこれを拒否したいと思っても、法律上その申込みを承諾したものとみなされる点に最大の特徴があります。より簡単に言えば、従業員が無期雇用を希望した場合には、使用者は当該従業員を無期雇用とするほかないという制度です。

この制度内容を前提にすると、使用者としては、従業員が無期転換の権利を行使する前に雇用関係を終了させること(これを「雇止め」といいます)をお考えになるかもしれません。

しかし、労働契約法は、有期契約労働者が、①その契約期間の満了ごとに当然更新を重ねられてあたかも無期労働契約と実質的に異ならない状態となっている場合、又は、②契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる場合、のいずれかに該当するときに、有期労働契約の更新の申込みをした場合、

使用者は、客観的に合理的な理由があって、社会通念上相当であると認められない限り「雇止め」が認められない旨規定しております。

すなわち、無期転換の権利を従業員に行使させないことを目的として、使用者が雇用関係を終了させようとしても、無効な雇止めとなる可能性があり、場合によっては、その従業員から未払賃金や慰謝料等の請求をされるリスクすら生じます。

当事務所では、これまで、事業主様から見た労務問題に専門特化した各種セミナーを開催してきましたが、今回はこの無期転換制度と雇止めの問題に焦点をあてたセミナーを行わせていただきます。また、同一のセミナーを鹿児島市内、熊本県八代市内、宮崎県都城市内の3会場で実施いたします。

多くの方が同セミナーにご参加くださり、無期転換制度・雇止めの問題をはじめとする労務の諸問題についてのご不安を少しでも払拭していただくことができれば、非常に幸いです。

皆様のご参加を当事務所職員一同、心よりお待ちしております。

企業法務部からのお知らせ

セミナー開催のお知らせ

6月に、鹿児島・熊本・宮崎にて計6回、企業法務部主催の労務セミナーを開催いたします。是非お知り合いの方も誘い合わせの上、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

6月開催

従業員を雇う全ての方必見!! 無期転換と雇止めの問題を斬る!!

弁護士大武が!!

参加特典

セミナー後に15分の無料個別相談
弁護士往訪による1時間の無料相談

以下に1つでも当てはまる方はぜひご参加ください!

- 雇用契約書作成段階で無期転換制度を意識していない
- 「頑張れば正社員になれるよ」と発言したことがある
- 有期雇用の更新手続が形骸化している
- 有期雇用者と正社員が同じ業務を行っている

鹿児島

6月5日(火) 9:30-11:30

6月6日(水) 14:00-16:00

かごしま県民交流センター

八代

6月12日(火) 14:00-16:00

6月13日(水) 9:30-11:30

やつしろハーモニーホール

都城

6月20日(水) 14:00-16:00

6月21日(木) 9:30-11:30

都城商工会議所

講師 大武 英司 (当事務所弁護士) 参加費 10,000円 (税込) 顧問先様は無料!!

お申込み・お問合せ

TEL (大里・久保山)
099-822-0764FAX
099-822-0765

WEBサイト



GW期間中の営業日のご案内

GW期間中は、暦通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。営業日の営業時間は、通常通り、9:00~18:30です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法律Q&A

経験豊富なグレースの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.10

Q 交通事故に遭い、過失割合は私が10%、相手が90%となっています。相手の保険会社からは治療には、健康保険を使ってほしいと言われていますが、健康保険を使った方がいいのでしょうか。

A 健康保険を使って治療をした方が、最終的に受け取れる賠償金(示談金)が高額になります。そのため、健康保険を使って治療することをお勧めします。

回答した弁護士

事故専門部
弁護士
永淵 友也



まず、交通事故で負った怪我の治療であっても健康保険は使えます。健康保険で治療を行う場合、治療費の7割分を健康保険の保険者(健康保険協会 市町村等)が負担し、3割分を被害者が負担することになります。ご質問の事案では、被害者が負担する3割分を加害者側の任意保険会社が負担することになると思われます。

ご質問の事案で健康保険を使わなかった場合と使った場合に分けて、最終的に受け取れる賠償金の額を、治療費以外は同一の条件でシミュレーションしてみます。健康保険を使わなかった場合は、治療費100万円・慰謝料100万円・休業損害50万円・過失10%・既払い金150万円(治療費・休業損害)という条件では、

最終的に受け取れる金額は75万円となります。一方で、健康保険を使った場合では、治療費が30%になりますので、治療費30万円・慰謝料100万円・休業損害50万円・過失10%・既払い金80万円(治療費・休業損害)を前提に計算すると、最終的に受け取れる金額は82万円になります。

このように被害者の方にも過失が認められる事案では、健康保険を使って、治療費を抑えた方が最終的に受け取れる賠償金(示談金)は、原則として高額になります。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります